平成31年度水戸・勝田都市計画 ひたちなか市公共下水道事業特別会計予算

平成31年度ひたちなか市の水戸・勝田都市計画ひたちなか市公共下水道事業特別会計予算は,次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5、016、408千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成31年 2月27日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

平成 年 月 日 議決

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		40, 091
	1. 負担金	40, 039
	2. 分担金	52
2. 使用料及び手数料		1, 430, 388
	1. 使用料	1, 428, 868
	2. 手数料	1, 520
3. 国庫支出金		240, 463
	1. 国庫補助金	240, 463
4. 繰入金		1, 748, 465
	1. 繰入金	1, 748, 465
5. 繰越金		6,000
	1. 繰越金	6,000
6. 諸収入		11, 301
	1. 諸収入	11, 300
	2. 市預金利子	1
7. 市債		1, 539, 700
	1. 市債	1, 539, 700
歳 入	合 計	5, 016, 408

(歳 出)

款		項	金額
1. 公共下水道事業費			2, 333, 799
		1. 下水道管理費	920, 103
		2. 下水道建設費	1, 413, 696
2. 公債費			2, 676, 609
		1. 公共下水道公債費	2, 307, 828
		2. 流域下水道公債費	368, 571
		3. 公営企業会計適用公債費	210
3. 予備費			6,000
		1. 予備費	6, 000
歳	出	合 計	5, 016, 408

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業	平成31年度から平成32年度まで	22, 078

第3表 地方債

(単位 千円)

		COLOR DE LA COLOR		(4-177 111)
起債の目的	限度額	起債の方法		償還の方法
公共下水道汚水事業費	792, 000	普通貸借		
公共下水道雨水事業費	72,600	又は証券	(ただし,	いては、その融
特定環境保全公共下水道事業費		発行(た だし,証	利率見直し方式で借り	資条件により, 銀行その他の場
流域下水道事業費		券発行の	入れる政府	合には、その債
公共下水道資本費平準化債	318, 900	場合にお		権者と協定する
流域下水道資本費平準化債		いて発行 価格が額	方公共団体 金融機構資	ところによる。ただし、市財政
公共下水道事業債(特別措置分)		面金額を		の都合により据
流域下水道事業債(特別措置分)	14, 300	下回ると	て,利率の	置期間及び償還
公営企業会計適用債	58, 400	さは、それぞれの	見直しを行った後に	期限を短縮し, 又は繰上償還若
		発行価格	おいては, 当該見直し	しくは低利に借り換えることができる。
合 計	1, 539, 700			